

愛玩動物看護師法附則第3条第2項に定める者（いわゆる現任者）について

【事務局（案）に対する構成員の御意見及びとりまとめの方向性】

附 則

第三条 （略）

2 予備試験は、第二条第二項に規定する業務（診療の補助を除く。）を5年以上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者であって、農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したものでなければ、受けることができない。

3 （略）

<1. 「5年以上の」の算定方法のとりまとめの方向性について>

- 勤務形態によっては実務経験に差が生じうるが、現任者の知識及び技能の水準については、予備試験及び国家試験で担保することとし、5年以上の算定方法について、表現を精査の上、事務局が示した方向性としてはどうか。

事務局案	事務局案への御意見	御意見に対する事務局の考え方
<p>1. 「5年以上の」の算定方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「5年以上」に含まれる期間については、原則として、雇用契約に基づく契約期間を業務に従事した期間とする。いわゆる現任者については、雇用形態が非常勤である者や兼業をしている者が一定数いると考えられるため、例えば常態として週1日以上の勤務であった期間について愛玩動物看護師法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）を業として行っていた期間として認めることとする。 	<p>① 常勤は少なくとも週32時間以上の勤務であり、週1日の勤務と常勤では実務経験に大きな差がある。非常勤の者については、通算の時間数などの基準を設けてはどうか。</p> <p>② 週3日程度が妥当との考えもあるが、現状、動物看護師の雇用形態としてアルバイトやパートの者もいるため、事務局案のとおりで差し支えない。</p>	<p>①及び②について：</p> <ul style="list-style-type: none"> 週1日勤務している者と常勤の者との間には、実務経験に大きな差があるものの、現任の動物看護師等の勤務形態が多様であることに鑑みれば、基準を幅広く設けることが適当ではないか。 勤務時間数の基準を設けた場合、それを証明する雇用者等に負担がかかる可能性がある。

<p>・ 「5年以上」は連続した5年である必要はなく、業務に従事した期間が通算5年以上であればよいこととする。</p> <p>【考え方】 平成27年に国家資格化された、公認心理師を参考とした。 (参考) 公認心理師カリキュラム等検討会報告書(抄)</p> <p>[7] 法附則第2条第2項に定める者(いわゆる現任者)について 2. 期間について(5年の換算方法) 法附則において、法第2条第1号から第3号までに定める行為を業として行っていた期間が5年以上である者に受験資格の特例を認めることとしている。 原則として、雇用契約に基づく契約期間を業務に従事した期間とする。いわゆる現任者については、雇用形態が非常勤である者や兼業をしている者が一定数いると考えられるが、雇用の実情を踏まえ、例えば常態として週1日以上勤務であった期間について法第2条第1号から第3号までに定める行為を業として行っていた期間として認めることとする。</p>	<p>③ 週1日ボランティアした者も含まれることに違和感がある。動物取扱事業者を含めた場合、単に犬の餌やりを行っていた従業員も含まれることとなるが、そのような者が愛護適正飼養に従事したといえるのか。「動物取扱責任者又は同等の者」などと明確にして一律公平に、予測可能性のある運用ができるようにしておく必要があるのではないかと。ただし、予備試験受験資格者の範囲を広くした上で、予備試験及び本試験により、懸念が払拭されるのであれば差し支えない。</p> <p>④ 雇用契約が不明瞭な者や自営の者はどのように取り扱われるのか。</p>	<p>③について：</p> <ul style="list-style-type: none"> 後述する「2. 「業として」の内容について」で記載する。 <p>④について：</p> <ul style="list-style-type: none"> 公認心理師の例を踏まえれば、週1日の勤務時間数に関し最低限の時間数の定めは設けず、また、反復継続する意思を持って従事するボランティアを実務経験として認めることは差し支えないと考えている。さらに、自営の場合は、自分で自分を証明することになるため、自身がその施設の代表であることが明確にわかる公的な書類等(会社・法人登記簿謄本等)をもって判断することとなる。
---	---	--

	<p>⑤ 過去に5年以上勤務した者については、いつまで遡ることができるのか。当人の過去全てなのか。</p>	<p>⑤について：</p> <ul style="list-style-type: none">• 法附則第3条第2項には、実務経験の起算日に関する規定は存在しないため、現任者の過去全てが含まれると考えている。
--	---	---

<2. 「業として」の内容のとりまとめの方向性について>

法第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）を業として行った者については、構成員からの指摘を踏まえ、以下の事業所等において従事した者が該当するものとして判断してはどうか。（赤字は事務局当初案からの修正）

- 1) 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条に規定する飼育動物診療施設（法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象としているものに限る。）
- 2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条に規定する第1種動物取扱業者の動物取扱責任者又は同法第24条の2の2に規定する第2種動物取扱業者（法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象としているものに限る。）
- 3) 上記と同等と認められる勤務先（例：海外の飼育動物診療施設、製薬会社等で実験動物飼養施設（法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象としているものに限る。））
- 4) ~~国又は地方公共団体の公務員として、獣医師法・獣医療法令、動物愛護管理法の施行事務に従事した者（3、農林水産大臣又は環境大臣が同等以上の経験を有する者として認める者に移動）~~

事務局案	事務局案への御意見	御意見に対する事務局の考え方
<p>2. 「業として」の内容について</p> <p>・法第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）を業として行った者は、以下の事業所等において従事した者が該当するものと判断する。</p> <p>1) 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条に規定する飼育動物診療施設（法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象としているものに限る。）</p>	<p>1) 飼育動物診療施設について 特段御意見なし</p>	

<p>2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 10 条に規定する第 1 種動物取扱業者又は同法第 24 条の 2 の 2 に規定する第 2 種動物取扱業者（法第 2 条第 1 項に規定する愛玩動物を対象としているものに限る。）</p>	<p>2) 動物取扱業者について</p> <p>① 法に規定された愛玩動物看護師の業務を踏まえると、現任者については、獣医療分野と愛護適正飼養分野の両方を行っている者が適切と考えられる。</p> <p>②動物看護に関する学卒者であることや認定動物看護師の資格を有していることが条件に加わるなら理解できるが、トリマー、ドッグトレーナー、ブリーダー、ペットシッターなど独立開業している者が含まれることに懸念。</p> <p>③ 動物取扱業全てを含めることに疑問はあるものの、受験資格を広く認めるようにすることに主眼があるならば、含めることに異議はない。</p>	<p>2) 動物取扱業者について</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現任者に受験資格を認めている公認心理師では、公認心理師法第 2 条に規定されているものを業とするが、現任者については、保健医療、福祉、教育その他の分野全てで勤務していたことや第 2 条各号に規定されている業務全てを実施していることを求めているではない。このため、愛玩動物看護師の現任者についても、業務全てを網羅する必要はなく、「愛玩動物の看護その他の世話」又は「愛玩動物を飼養する者その他の者に対する愛護及び適正飼養に係る支援」のいずれかを業としていれば現任者として取り扱うことは、法制度上差し支えないと考えている。 • その上で、動物取扱業に従事する者全般を対象にするのではなく、動物愛護管理法及び同法施行規則で定められた一定の要件を満たす者として位置づけられる第 1 種動物取扱業の「動物取扱責任者」として従事した経験のみ認めることとしてはどうかと考えている。 <p>（参考） 公認心理師法 第二条 この法律において「公認心理師」とは、 （略）保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。</p>
---	---	---

<p>3) 上記と同等と認められる勤務先(例: 海外の飼育動物診療施設、製薬会社等で実験動物飼養施設(法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象としているものに限る。))</p>	<p>3) 同等と認められる施設について</p> <p>① 海外の飼育動物診療施設で動物看護に係る業務が行われているのか確認が必要。また、実験動物施設(大学・製薬会社等)についても動物病院との差異があるのではないか。</p> <p>② ペットフード会社、動物関連の出版会社は含まれるのか。</p>	<p>一 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。</p> <p>二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。</p> <p>三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。</p> <p>四 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。</p> <p>3) 同等と認められる施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の飼育動物診療施設、実験動物施設等については、御指摘を踏まえ、然るべき方法で確認することとしたい。 ペットフードに係る業務に従事した者、動物関連の出版社に勤務している者については、個別に実務経験とみなすことができるか判断することとなるが、そのことのみをもって、愛護適正飼養に従事したとは言い難いと考えている。
---	---	--

<p>4) 国又は地方公共団体の公務員として、獣医師法・獣医療法令、動物愛護管理法令の施行事務に従事した者</p> <p>【考え方】</p> <p>愛玩動物看護師の業務（診療の補助を除く。）と同等の業務を実施している者と考えられ、また、一定の基準が設けられているものを挙げた。</p> <p>参考：愛玩動物看護師法第2条第2項</p> <p>2 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助（愛玩動物に対する診療（獣医師法第十七条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。</p>	<p>4) 国又は地方公共団体の公務員</p> <p>① 愛玩動物看護師が公務員として活躍することには期待するが、事務職として勤務していた者を実務経験として認めるのはいかがなものか。現任者の受験資格としては不要。</p> <p>② 公務員として関連法令の施行事務に従事した者が「業として」に該当するのであれば、公益社団法人において、獣医療や愛護適正飼養の業務に従事した者も対象にいれるべきではないか。</p>	<p>4) 国又は地方公共団体の公務員</p> <ul style="list-style-type: none"> • 前述した「業務を全て網羅する必要はなく、～法制度上差し支えないと考えている。」の考え方に立てば、公務員であっても愛玩動物看護師の業務における看護分野又は愛護適正飼養分野のいずれかに係る業務に携わっているものと解せるが、「業として」の経験と解することは不適切とも考えられるため、「業として」の項目からは削除し、後述する「農林水産大臣又は環境大臣が同等以上の経験を有する者として認める者」として規定することとしたい。 • 公務員は法律に基づく事務に直接従事する点で公益法人とは異なると考えている。また、公益法人を対象に加えた場合、当該法人の活動内容が愛玩動物看護師の業務にどのように関連があるかの判断基準を示すのが困難である。
---	--	--

＜3. 農林水産大臣又は環境大臣が5年以上業として行った者と同等以上の経験を有する者として認める者」のとりまとめの方向性について＞

5年以上業として行った者と同等以上の経験を有する者として認める者については、構成員からの指摘を踏まえ、以下のとおりとしてはどうか。（赤字は事務局当初案からの修正）

- 1) 動物看護に係る知識及び技能（法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象としているものに限る。）について教育する学校その他の教育機関において、**動物看護師に必要な知識及び技能の**教員として法第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）の指導に従事した期間
- 2) 動物看護師を養成することを目的としているが、法第31条又は附則第2条に規定する養成所の指定基準を満たさない養成所ではあるが、動物看護師を養成することを目的とした養成所において、法施行（令和4年5月1日）前に入学し、就学した期間（ただし、卒業要件を満たす年数に限る）
- 3) 国又は地方公共団体の公務員として、**獣医師法・獣医療法令又は動物愛護管理法令の施行事務に従事した期間（2.「業として」から移動）**

事務局案	事務局案への御意見	御意見に対する事務局の考え方
<p>3. 農林水産大臣又は環境大臣が5年以上業として行った者と同等以上の経験を有する者として認める者について</p> <p>2. に定める業務に従事した期間に、以下の期間を加算して通算5年以上を有する者が該当することとする。</p> <p>1) 動物看護に係る知識及び技能（法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象としているものに限る。）について教育する学校その他の教育機関において、教員として法第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）の指導に従事した期間</p>	<p>1) 教員として従事した期間</p> <p>① 事務局案では、動物看護や適正飼養以外の科目を専門としている教員も含まれることから、「教員として」を「当該知識及び技能の教員として」とするべき。</p> <p>② 「学校その他の教育機関」とあるが、例えば、認定動物看護師試験の受験可能校といった基準を設けたほうが明確ではないか。</p>	<p>①について：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 御指摘を踏まえ、「当該知識及び技能の教員として」と修正することでどうか。 <p>②について：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 対象科目として、動物看護師の養成に必要な科目としてはどうか。 • 現在、認定動物看護師試験の受験可能校以外にも動物看護師を養成する教育機関がある。これらの教育機関を含める場合、既存の基準では明確なものがないことから、幅広く適用可能な基準とすることが適当ではないか。

<p>2) 動物看護師を養成することを目的としているが、法第31条又は附則第2条に規定する養成所の指定基準を満たさない養成所ではあるが、動物看護師を養成することを目的とした養成所において、法施行（令和4年5月1日）前に入学し、修学した期間</p> <p>【考え方】</p> <p>1) 大学や養成所における教員は、法第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）に関し、知識及び技能を有していると考えられるため。</p> <p>2) 法第31条及び附則第2条に規定する大学や養成所の基準を満たさない学校その他の教育機関に最近入学した学生については、法施行後5年間のみ行う予備試験が終了するまでに実務に5年間従事することができず、結果として予備試験受験機会が全く得られない者が発生するため。</p>	<p>③ 教員の中にも、正規職員、非常勤職員、学生実習の補助者などがいるが、何かしらの基準が必要ではないか。</p> <p>2) 修学期間</p> <p>① 動物看護教育の高位平準化が愛玩動物看護師法成立のきっかけとなったと考えられるところ、指定基準を満たさない養成所での就学期間を実務経験とした場合、国家資格としてのレベルを保つことができるか疑問。経過措置期間の間であっても、指定基準を満たさない養成所での就学期間を含めることは、教育の高位平準化が瓦解することとなるため、避けていただきたい。仮に容認するのであれば、講習会の内容とボリュームを増やすべき。</p> <p>② 養成所の指定基準が明確になれば、予備試験の受験機会が失われるリスクを低減することができる。不安定な学生が生じないためにも、養成所の指定基準に関する省令を令和3年度早々に定めていただくよう要望する。</p>	<p>③について：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 実務経験を週1日以上勤務とした場合、教員についても正規職員・非常勤職員を問わず、同等の勤務実態がある者としてはどうか。学生の病院実習の補助者については、附属動物病院で雇用されていると想定されることから、勤務していることの証明は可能ではないか。 <p>①及び②について：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法律は成立したものの、愛玩動物看護師の受験資格を得られる養成所が決まっていない中で、進学先を選択した学生への救済措置としての位置づけであり、動物看護教育の高位平準化に影響を与えるものではないと認識している。養成所に入学した時期を限定することも一案だが、入学した時期によって逆に不公平が生じることとなる。 • 受験資格が得られる養成所が決まっていない中、進学はせずに診療施設への就職を選択し、受験資格の取得を目指す者が少なくはないと予想されることから、一定の教育を受けた者を評価する仕組みが必要ではないか。 • 養成所の指定基準に関する省令を早期に定めたとしても、指定を行うのは法施行以降となることから、令和4年5月までに入学した者まで救済することが適当ではないか。
--	---	---

<p>例：令和2年4月に3年制の養成所に入学した者は、令和5年3月に卒業。実務経験5年以上の条件を満たすのは、早くても令和10年3月となり、予備試験を受験する機会が全く得られない。</p>	<p>③ 養成所によっては、2年制の卒業後にさらに1年制の専門課程を設けていることもあるが、これも就学した期間に含めるのか。</p> <p>④ 「動物看護師を養成することを目的とした養成所」とあるが、その学科は動物看護学科のみとするのか。養成所によっては、動物看護についても学ぶがトリマーなどについても学ぶところもある。</p>	<p>③について：</p> <ul style="list-style-type: none"> 養成所の中には、2年制を卒業要件とし、3年目以降は選択制のところがあるが、救済措置という観点を踏まえると、卒業要件を満たす年数とすることが適当ではないか。 <p>④について：</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に専修学校では、学科名に様々な名称を用いていることが多いため、学科名のみで判断することは困難と考えている。動物看護について学んだことの証明として、当該養成所の卒業証明書に加え、通っていたコースの内容が分かるもの（HPなど）を添付することにより確認することになると想定される。
--	--	--

<4. 「実務経験等の証明方法について」のとりまとめの方向性について>

実務経験等の証明方法については、事務局案のとおりとしてはどうか。

事務局案	事務局案への御意見	御意見に対する事務局の考え方
<p>4. 実務経験等の証明方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「実務経験に係る申請に当たっては、当該行為を業として行っていることについて、施設・事業所・団体の代表者による証明書の提出を求めることとする。また、所属していた施設・事業所・団体が廃業（閉鎖）した場合等の対応も配慮が必要である。 <p>【考え方】</p> <p>平成 27 年に国家資格化された、公認心理師を参考とした。</p> <p>公認心理師カリキュラム等検討会報告書（抄）〔7〕法附則第 2 条第 2 項に定める者（いわゆる現任者）について</p> <p>3. 受験資格の特例に係る手続き等について</p> <p>受験資格の特例の申請に当たっては、当該行為を業として行っていることについて、証明権限を有する施設の代表者による証明書の提出を求めることとする。私設の心理相談室等について、その業態や業として行っている事実を証明する際に、例えば、登記簿謄本等、客観的に業務をしていることが分かるものを併せて提出することを求めることとする。</p>	<p>① 登録や届出だけはしている団体（例えば NPO 法人の名前だけを譲り受け活動の実態が不明朗な者や現に行政指導を受けている者など）で従事する店員やアルバイト、ボランティアも含むこととなる。ただし、予備試験受験資格者の範囲を広くすることが主眼であり、予備試験及び本試験で懸念が払拭されるのであれば差し支えない。</p> <p>② 所属していた施設等が廃業していた場合の実務の証明について配慮が必要。どのような方法があるのかイメージがあればよい。</p>	<p>①について：</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物取扱業の従事者については、第 1 種動物取扱業の動物取扱責任者のみ対象とする。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設等が廃業していた場合の例として、他資格では、給与明細、勤務表・出勤表、雇用契約書、雇用保険や年金の記録に関する書類等を求めている。他資格の例を参考に可能な範囲で幅広く認められるよう、受験資格の確認を実施する指定試験機関（（一社）動物看護師統一認定機構）と検討を進めてまいりたい。